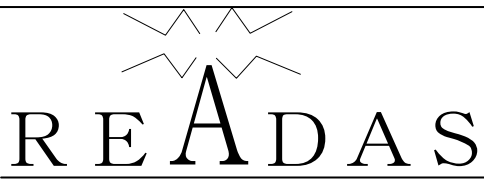


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5431 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月18日 金曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 使用人が役員になったときに支給する退職給与

Q：使用人が役員になりました。この場合に支給する使用人期間の退職給与は、どのような取扱いになりますか？

A：退職給与として取り扱われます。

【解説】

使用人から役員になった場合は、法律上の身分が雇用関係から委任関係に変更になります。

このことから、使用人から役員になった場合には、たとえ同じ会社に勤務していても、いったん使用人としての地位を退職して新たに役員に就任したものとして考えられます。

そこで、法人税では、法人の使用人がその法人の役員となった場合において、その法人がその定める退職給与規程に基づきその役員に対して、その役員となった時に使用人であった期間に係る退職給与として計算される金額を支給したときは、未払経理した場合を除き、その支給した金額は、退職給与としてその支給をした日の属する事業年度の損金の額に算入することとしています。

したがって、お尋ねの場合、支給した金額が①退職給与規定に基づくものであり、②実際に支給していれば、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入することが認められます。

